

平成30年12月18日

中小企業政策審議会  
会長 三村 明夫 殿

中小企業政策審議会  
中小企業経営支援分科会長 沼上 幹



付託の報告について

平成30年7月5日付け中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会に対してなされた付託「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条第1項の規定に基づく振興基準」について、平成30年12月14日に中小企業経営支援分科会として議決しましたので報告します。

また、本議決をもって中小企業政策審議会の議決としたいので、中小企業政策審議会運営規程第10条に基づき同意を求めます。